

宇和島市教育委員会会議録

令和5年12月定例会

令和5年12月22日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和5年12月定例会 会議録

1. 開会日時 令和5年12月22日（金） 午後4時00分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801会議室
3. 出席者 教育長） 金瀬 聡
教育委員）木下 充卓、高山 俊治、浅井 敬司、
田村 裕子、中島 玲子
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 面川 啓之、
学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信、
文化・スポーツ課長 森田 浩二、人権啓発課長 大内 真二、
学校給食センター所長 二宮 貴紀、
伊達博物館長 橋本 宏司

教育総務課課長補佐 薬師神 司、同課総務係長 山口 真史
6. 付議事件
報告第28号 専決処分した事件の承認について
(令和5年度教育費12月補正予算の要求について)
報告第29号 専決処分した事件の承認について
(工事請負契約の変更(吉田統合小学校建設工事(建築))について)
議案第37号 宇和島市教育委員会後援等名義の使用及び宇和島市教育委員会教育長
賞の交付の承認に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令
議案第38号 宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正する規則
議案第39号 職員の懲戒等処分について

7. 会議概要

(1) 会議成立の報告

○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

(2) 開会宣言・教育長報告（午後4時00分）

◎教育長

それでは、ただいまより令和5年12月定例教育委員会会議を開催します。

令和5年の本会議も今日で最後となりました。長く続いたコロナ禍を出て、コロナの扱いも5類になり、色々な活動も徐々に元に戻りつつありますが、来年は、辰年でございますので、これまで以上に飛躍できる年になればと思います。

お手元に内外教育の最後のページのコピーと、令和5年9月8日に文部科学省で行われた文化芸術の充実改善に向けた検討会議、第3回の議事録の冒頭の部分をお配りしています。内外教育をご覧ください。記事のタイトルは、「改訂の編集方針」、これは次期学習指導要領の改訂の編集方針という意味ですけれども、記事の1行目、「公式な学習指導要領の改訂論議がすでに始まっている」と書いたらどう受けとめるだろうか、このようなくだりから始まっている記事なのですけれども、「コンテンツ（学習内容や教科）のあり方の大きな構造を変える議論は、今年と来年しかできない。」そのように、解説がありました。なぜなら、次期改訂が2027年だとすると、残り4年のうち、後半2年は、教科の内容の議論しかできないため、ここからの2年が、構造に関する部分の議論ができる時間であるというわけなのです。そのうえで、次期改訂のポイントとして、3つ挙げられております。

1点目が、子供たちの特性や関心に応じた教育の個別化。これは今、すでに個別最適な学びと言っている部分ですけれども、そこが一層強調されるのだろうかというように、認識を示されております。

2番目は、多様な他者との、共生の作法としての基礎学力。多様な自分以外の他者とともに生きていく作法としての基礎学力。これはおそらく、異なる意見を持っている、或いは異なる経験、異なる言語・文化、いろんな異なる他者との表面的な違いを越えた人としての、深層的な共通の願いにアプローチする、いわば対話の作法のことなんでしょうと思います。

逆に言えば、そういうことがこれから必要になってくるという認識は、まさに、これからの世の中のことを考えるとそのとおりなのかなと思います。

そして3番目が、カリキュラムオーバーロード。これに対応した教科の本質を踏まえた教育内容の重点化や、教育課程の編成の弾力化と極めて具体的な課題さえ挙げていると書かれております。社会に開かれた教育課程は、各地域ごとに学校運営協議会での熟議を経て、教育目標を掲げ、地域ごとの教育課程を編成して当事者を育てていくということですので、既に示されている学習指導要領を更に強めていくということなんでしょうと思います。

そして、最後の部分ですが、「前回の例に倣えば、中教審に諮問された時点で学習指導要領の編集方針は既に固まっている」とのことであり、おそらく来年度諮問があるかと思われまますので、どのような内容になっているか注視しておく必要があ

と思っています。それは国の方針に従うために注視する訳ではなく、本当の意味でこの地域の新しい時代の教育と地方創生を両立できるように、国の大枠を有効に活用するために備えをしておくということだと思っています。

令和6年は、この地域の発展に寄与できるような教育を目指していければと申し上げて、議事に入りたいと思います。

(3) 付議事件

◎教育長

それでは本日の議事に入ります。

本日の議案ですが、議案第39号については、職員の懲戒案件であることから、懲戒処分の公表基準に照らし合わせて、非公開で審議したいと思います。

賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

挙手全員ですので、議案第39号については非公開で審議します。

それでは報告第28号を事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

5ページをご覧ください。

報告第28号です。12月補正予算の要求について、専決処分しましたので、報告するものです。

6ページをご覧ください。

教育総務課分、歳入は、昨年度の台風14号で被害のあった吉田中学校屋根破損、スポーツ交流センターの屋根破損の復旧費にかかる保険金収入となっており、11,800千円が確定しましたので、その金額を計上しています。

続きまして、歳出ですが、奨学金返済支援事業は、本年度の年間見込みの不足額3,000千円を追加し、スクールバス運営事業と中学校寄宿舎管理事業は、令和5年度の人事院勧告等の影響額を補正、吉田統合小学校整備事業は、工事現場の土壌からフッ素・ヒ素が検出されましたので、その発生土の処分費用の不足分60,000千円を計上し、合計で63,487千円を計上しています。

以上で教育総務課所管分を終わります。

○学校教育課長

続きまして、学校教育課所管分を説明します。7ページをご覧ください。

令和5年度の人勧に伴う給与改定等により、会計年度任用職員の人件費を増額するものです。

8ページをご覧ください。

人件費の増額以外に、ICT教育関連で、1人1台端末の使用台数が当初の見込

みを上回ったことによる、通信料の増額等によるものです。また、千曲市との姉妹都市交流事業に係る旅行手配委託料の増額で、インバウンド需要の増加等に伴う旅行代金の高騰によるものです。

○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課所管分を説明します。9ページをご覧ください。

歳入は、国庫補助金で文化庁の文化財緊急調査事業補助金、埋蔵文化財の調査事業ですが、追加決定で、215千円です。事業費の1/2の補助となっています。

社会教育費 文化振興施設費と保健体育費 体育施設管理費については、人件費調整による増額となります。

社会教育費 文化財保護事業費は、歳入の補助金に対しての支出になります。

補正予算額は、報償費228千円、需用費49千円と手数料153千円、合計430千円を計上しており、埋蔵文化財調査にかかる追加計上となります。

以上です。

○人権啓発課長

人権啓発課です。10ページをお願いします。

当課も人件費の調整によるもので、隣保館運営費の歳出予算を増額しています。

なお、事業名2段目の三間地区隣保館運営事業が他の事業と比較し増額の金額が大きくなっていますが、これは、三間町隣保館職員1名が今年の4月の人事異動で正職員から会計年度任用職員に変わったため、その人件費を計上していることによるものです。

○学校給食センター所長

学校給食センター所管分を説明します。12ページをご覧ください。学校給食センターについても、人勸による人件費の調整となります。学校給食センター自校式調理場の調理員（会計年度任用職員）の人件費となります。

○教育総務課長

13ページをご覧ください。

こども家庭課所管分ですが、私が代わりに説明します。歳出分の幼稚園管理事業は、人勸の影響及び人事異動の影響により、6,340千円を減額するものです。

ご承認いただきますようお願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎木下委員

教育総務課所管分の吉田統合小学校建設にかかる発生土の処分費用についてですが、具体的にどのように処分するのか、近隣住民の方も心配されていますので、詳しく説明をお願いします。

○教育総務課長

まず、場所についてですが、愛媛県内の管理型処分場、東温市であったと思われ
ますが、オオノ開発の所管施設にて処分しています。現状としては、本来であれば
先週末に完了する予定でしたが、想定以上の量があり、もう少し時間がかかる見込
みです。後ほど説明する内容にも関連しますが、当初契約から処分完了後、精算し
て変更契約を行う予定です。なお、搬出に際しては地元の自治会長から不安の声を
いただきましたので、保健所に指導を仰ぎ、トラックには飛散防止措置を丁寧に行
った上で搬出を行っています。今週か来週には終わるものと考えています。

◎教育長

他ございますか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは報告第 28 号について採決に移ります。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で報告第 28 号は報告どおり承認します。

報告第 29 号について事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

14 ページをご覧ください。

報告第 29 号です。吉田統合小学校等建設工事のうち建築についての、工事請負契
約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

内容に関しては、17 ページをご覧ください。

変更前をご覧ください。令和 5 年 2 月において、本建築工事は、合田・兵頭共同
企業体を相手方として、契約金額 2,173,600 千円で工事請負契約契約を行ったとこ
ろです。

本年 7 月に工事現場でヒ素・フッ素が検出されたことに伴い、その発生土の処分
費用の見込額として、178,241 千円を加えた 2,351,841 千円に契約額の変更をしよ
うとするものです。

なお、金額は見込み額ですので、処分完了後、数量確定、精算する予定となっ
ており、その際、改めて変更契約を行う予定となります。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは報告第 29 号について採決に移ります。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で報告第 29 号は報告どおり承認します。

議案第 37 号について事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

18 ページをご覧ください。

議案第 37 号、宇和島市教育委員会後援等名義の使用及び宇和島市教育委員会教育長賞の交付の承認に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令です。

標記の後援申請に係る教育長名で発出する通知書の押印ですが、これまで慣例的に押印していましたが、10 月 3 日より、オンライン申請も可能となりましたので、市長部局総務課と同様に、押印の廃止をしようとするものです。

具体的には 20 ページをご覧ください。様式第 3 号の承認通知書の発信者、教育長のところの印を削除するものです。

21 ページをご覧ください。こちら様式第 4 号、不承認通知書の印を削除するものです。

22 ページをご覧ください。こちら様式第 6 号の取消通知書から印を削除するものです。

以上 3 か所の様式について、改正するものです。

ご承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 37 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 37 号は原案どおり可決します。

議案第 38 号について事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正する規則について説明します。資料 23 ページから 29 ページが、該当ページとなります。

業務改善の一環として、教職員の服務に関する校長の決裁権限を拡充し、教育長（教育委員会）への申請又は届出に係る事務手続きの負担を軽減するため、所要の改正を行うものです。

25 ページから 26 ページをご覧ください。

校長自身にかかる校外勤務、出張、年次有給休暇及び特別休暇については、これまで教育長による命令又は申請を必要としていましたが、すべて学校内で完結するよう取扱いを改めます。

その他の教職員に関しても、特別休暇のうち産前産後休暇についてのみ教育長の許可を要する手順であったところ、他の特別休暇同様、校長による許可をもって足りるとしました。

27 ページをご覧ください。

また、年度当初に赴任した際に教育長への提出を求めていました、「着任届」「住所届」の提出を不要としました。

25 ページに戻ります。

その他、今年度、市長部局において私事旅行届を廃止したことに伴い、教職員についても同様に不要とするほか、「週休日の振替」にかかる規定について、県条例で規定されていることから不要と判断し、削除しています。

以上でございます。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎浅井委員

校長の出張について、今までは教育長の命令になっていたと思いますが、今後は自由にできるということですか。

○学校教育課長

自由という訳ではなく、共同学校事務室がチェック機能を果しているという前提のもと、今回の改正を行うものです。今までは必ず「出張伺」、「復命」という文書の形で教育委員会に提出されていたものを、業務改善の一環として今後不要とする扱いに変更するものです。

◎教育長

他ございますか。

働き方改革を進めていくと目標に掲げているところですし、「着任届」や「住所届」といった分かりきったものをわざわざ紙で求めることを止めたということです。私としてもよく提案してくれたなと考えています。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 38 号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 38 号は原案どおり可決します。

本日の非公開議案は懲戒案件であり、出席する事務局職員も限定して審議を行う必要があることから、その他まで含めた会議の全日程を終了した後に、審議を行います。

今回は議事における説明及び報告事項はございません。

(4) その他

◎教育長

次に、“その他”に移ります。

ご意見等ありませんか。

○人権啓発課長

人権啓発課です。皆さまにこちらのチラシをお配りしています。

人権ビデオメッセージについて紹介します。裏面はアンケートになっています。毎年、市内の小中学校のうち 1 校と協力して人権啓発ビデオメッセージを作成しています。今年は城東中学校の生徒と宇和島市在住の外国人の方にもご出演いただき、「知ってた？宇和島市に住む外国人」というビデオメッセージを作成しました。現在、宇和島ケーブルテレビで月・水・金曜日の午後 6 時から翌日午後 5 時までの間、繰り返し放送がされており、概ね 1 月いっぱい続きます。是非ご覧いただき、裏面のアンケートにご回答いただければと思います。なお、ケーブルテレビを視聴できない場合は、当課にて DVD を貸し出ししますので、お声がけください。よろしくお願いいたします。

◎教育長

今ほどの件について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

会議の冒頭で学習指導要領の次期改訂についてお話しましたが、ポイントとしては、多様な他者との共生の作法としての基礎学力ということで、多様性を認めて尊重し合って共生していく資質を基礎学力として位置づける議論がなされているところでもありますし、流れに沿った取り組みかと思えます。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

他ございますか。

○伊達博物館長

伊達博物館の改築事業について、少しお話させていただきます。

委員の皆様もすでにご承知のとおり、「新伊達博物館建設工事（建築）」の入札について、11月15日に開札しましたが、応札業者がなく、不調となりました。

入札不調への対応ですが、不調の主な要因に、予定価格と応札可能価格との乖離があげられることなどから、単価を置き換えるなどして再積算するとともに、可能な範囲で、材料仕様などの変更も検討しているところです。また、再積算の結果によっては、債務負担行為の変更議案の提出が必要になることも想定されます。

現在、当初の予定どおり、令和9年春にオープンすることが出来るよう、関係部署で連携を図りながら、再入札に向けて調整を進めているところです。

私からの説明は以上です。

◎教育長

今ほどの件について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

他ございますか。

○文化・スポーツ課長

津島町岩松地区の重要伝統的建造物群保存地区選定について、少しお話させていただきます。別資料をご覧ください。

本日から広報に同封して岩松地区の住民の方にお知らせする資料を用いて説明します。11月24日に文部科学大臣へ対し、選定されるように答申があった後、12月15日、正式に官報告示にて選定されました。全国127地区目、県内では内子町、西予市に続く3地区目の重要伝統的建造物群保存地区となりましたので、報告します。具体的には、令和6年度から同意いただいた伝統的建造物の固定資産税が非課税になるほか、修理や修景工事と呼ばれる新築工事にも補助が適用されます。今後、住民の方と一緒に、岩松地区の古い町並みを一つの切り口としたまちづくりが始まるということで、ご了解いただければと思います。

以上です。

◎教育長

今ほどの件について、ご意見等ございませんか。田村委員いかがでしょうか。

◎田村委員

地区住民の方と話をする機会もありますが、今のところ生活に大きな変化が出たという話は聞き及んでいません。建物等が新しく建った訳でもないのですが、固定資産税の減免対象となる方は、今後実感するのではないでしょう

か。取り急いで何かをするのではなく、地に足をつけて取り組んでいきたいと考えています。

◎教育長

他ございますか。

それでは、ここからは、非公開とする懲戒案件の審議を行いますので、出席対象でない事務局職員は退席をお願いします。

◎教育長

議案第 39 号を上程する。

<議案第 39 号>

職員の懲戒等処分について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

職員の懲戒等処分に関する原案を説明する。

◎木下委員

処分対象者の当時の状況について問う。

○教育総務課長

処分対象者の当時の状況について説明する。

◎中島委員

処分対象者がこのような行為に至った意図について問う。

◎教育長

調査結果に基づいて説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

(5) 閉会宣言 (午後 4 時 45 分)

◎教育長

それでは以上もちまして、12 月定例の教育委員会会議を閉会いたします。